ソ　地域連携診療計画情報提供加算　300単位
注　医科診療報酬点数表の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、入所者の同意を得た上で、当該退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に、入所者１人につき１回を限度として算定する。
ツ　サービス提供体制強化加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位
⑵　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位
⑶　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位
ネ　介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし､次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからツまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
3　介護療養施設サービス
イ　療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
⑴　療養型介護療養施設サービス費（１日につき）
㈠　療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)
ａ　療養型介護療養施設サービス費(ⅰ)
ⅰ　要介護１　670単位
ⅱ　要介護２　778単位
ⅲ　要介護３　1,011単位
ⅳ　要介護４　1,111単位
ⅴ　要介護５　1,200単位
ｂ　療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)
ⅰ　要介護１　779単位
ⅱ　要介護２　887単位
ⅲ　要介護３　1,120単位
ⅳ　要介護４　1,219単位
ⅴ　要介護５　1,309単位
㈡　療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
ａ　療養型介護療養施設サービス費(ⅰ)
ⅰ　要介護１　611単位
ⅱ　要介護２　718単位
ⅲ　要介護３　875単位
ⅳ　要介護４　1,028単位
ⅴ　要介護５　1,069単位
ｂ　療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)
ⅰ　要介護１　720単位
ⅱ　要介護２　827単位
ⅲ　要介護３　984単位
ⅳ　要介護４　1,137単位
ⅴ　要介護５　1,178単位
㈢　療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)
ａ　療養型介護療養施設サービス費(ⅰ)
ⅰ　要介護１　582単位
ⅱ　要介護２　691単位
ⅲ　要介護３　839単位
ⅳ　要介護４　993単位
ⅴ　要介護５　1,033単位
ｂ　療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)
ⅰ　要介護１　691単位
ⅱ　要介護２　800単位
ⅲ　要介護３　948単位
ⅳ　要介護４　1,102単位
ⅴ　要介護５　1,142単位
⑵　療養型経過型介護療養施設サービス費（１日につき）
㈠　療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)
ａ　療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ)
ⅰ　要介護１　670単位
ⅱ　要介護２　778単位
ⅲ　要介護３　925単位
ⅳ　要介護４　1,014単位
ⅴ　要介護５　1,104単位
ｂ　療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ)
ⅰ　要介護１　779単位
ⅱ　要介護２　887単位
ⅲ　要介護３　1,034単位
ⅳ　要介護４　1,123単位
ⅴ　要介護５　1,213単位
㈡　療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
ａ　療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ)
ⅰ　要介護１　670単位
ⅱ　要介護２　778単位
ⅲ　要介護３　884単位
ⅳ　要介護４　973単位
ⅴ　要介護５　1,062単位